

してあります。このような現状は市内各所に見られ、今後の市の発展に大きな歯止めとなつております。

このような状況下におき、質問を大きく道路計画、公営住宅建設計画、市民の健康と文化を基礎とした市民生活の三点につき、市長並びに助役より答弁を求めるものでございます。

その一つとして都市計画道路一、三、一の延長計画についてどのような考案をお持ちであるかお伺いいたします。一、三、一道路計画道路は福生、羽村、青梅に至る工業団地を貫通してあります。産業道路として重要な位置にあり、国道十六号線と並び交通の中心道であります。しかしながら新青梅街道と相まって車の乗り入れは一段とはげとなる一方でござります。言いかえますればわが福生市民の生活道路ではなく、

国民道であり他市町村への経済援助道路であると言ふも過言ではないと思ひます。まして加美平区画整理地域におき、完成をまつ二、一及び二、二を結ぶ青梅線立体交差二、七号線が通することにより網の目のごとき交通網は一段と自動車公害となつて現われこまいるものであると思ひます。現在一、三、一は福生市福生二、二、三番地先にお

いて計画が中断されておりますが、この中断されております道路の計画中心点はガソリンスタンドが建設され営業してあります。私たち市民がはなはだ納得がいけないのは、このような計画道路の中心点に営業できざる建築物の設置が黙認できざるものであるかどうか。ましてこの一、三、一が計画通り実現するとなると、原が谷戸地区、中浜地区も、ともに住宅街を貫通いたし青梅線を立体交差し、二、二、一に接続する地点においては、車公害による問題は中央高速道の調布市のインターチェンジの二の舞いを踏むことは火を見るより明らかではないかと思ひます。

次の点につき質問いたします。この一、三、一計画を今後基本通り実施する計画であるかまた変更されるのか、この地点で中断をするのか、この点についてお願いたします。

二番目はガソリンスタンドの建設についてはどのような措置、指示を与えられたかについて答弁をお願いたします。

また計画とあり進めの場合二、二、一との交差地域での車による起る公害についてどのような考案を持ち、これを対処するか、計画の進捗について

そこを考えていくのか、先ほど市長が申し述べられた施政方針の中の市民の安定の基礎であると思しますので、この点につきましても明確に説明をお願いいたします。

第二点の質問は市営住宅の中高層化につきましてお願いいたします。

地価高騰、

金融引き締めの現在の経済事情におきましてマイハウスの

夢は遠く市民より離れてきております。

市における公営住宅は三カ所に

点在し、約二百戸の平家建て二種住宅が建設され、古いものは約二十

年の耐年数も近い地域もあります。

これら市営住宅の毎年の維持管理費も多額の予算を組み入れ、一般貸家に居住する市民より、

高層の花

のごとくうやましかられ、

私たちのところにも何人もの人々から入居のことにつき相談が持ち込まれております。

このような現在、これら公営住宅を中高層化に建て替えるを行ない一般市民に貸与したならば、そ

れら地域の発展にも連なり駐車場、小公園、保育施設等にも併設で

き大きな市民福祉に関連し、大きな成果となるものと思われしますが、市

当局はこの問題につきどのような計画を持っておりますか。この問題

が進みますと居住者よりあるいは庭の問題、あるいは緑の問題等々

いろいろの問題が起ころくとは思いますが、あくまでも公営住宅の趣

旨を十分に考慮されて実現が可能なよう綿密な計画を発表願います。

質問の第三点は健康都市を基礎にしてその上に積み重ねられてま

いります問題の中より市の方針、計画につき質問をいたします。

わか福生市では市道の八〇％が舗装され市民より高く敬意を持たれ

ておりますことは市長を初めとする各職員の努力の現われであり、感

謝するものであります。しかしながらこれらの市道も緑がふえれば木の

葉をまき散らし、昨今のタンポポクの運行はいたむらに側溝を汚すで

埋め、降雨時に職員が懸命に作業する姿を見るにつけ、この道路

側溝の清掃をどのように行なうべきか、労務賃金の高い昨今、作業

員には別の補修事業が山積してあります。このような時市道の清掃の

側溝の清掃等を合せて下請業者を指定し、片舎の清掃のご

と年間契約等により行なうことについてどのような考えをお持ちになる

か、また計画をお立てにならるるかどうか市長にお伺いいたします。

次にお尋ねいたしますことは市民の健康の指導についてであります。

市民体育館の利用度の上昇は非常に喜ばしいことでございます。この

ころは市民の健康保持の運動も高まり、親子連れの利用者を見る度に、何か市民に報いることができたと感じるのではないかと。しかしながらこれら各種体育を行なう上から指導員の不足と相まってその母体である体育協会を強化育成すべきではないかと思ひます。こうした中で体育協会の法人化についてのどのような考えをもたれておられますか、そして権限ある組織の中より市民の健康と文化を養っていくべきではないかと思ひます。また非常勤体育指導員の待遇も改善し、権限ある立場で市民の体育指導が行なえるようにすべきではないかと思ひますが、この問題につき答弁をお願ひいたします。

次に緑化対策について質問いたします。

時代は緑を中心に大きく展開しております。この問題は毎日のニュースになり活字となり何かいままで緑はこの世の中にはなかったような錯覚を感じさせます。この緑は人間居住の問題と不可分であり、これから都市構成についてはその対策の基本が一本の緑として現れております。そこで緑化対策の基本と申しますか、基準と申しますようか、次の点についてお伺ひいたします。

市長は絶えず市民の安全を考えておられますが、その基本となる大気成分について、そのうち特に福生市の空気が成分すなわち酸素と含有物についてであります。近年の航空機の発達が目ざましく、横田基地より離陸するジェット機の一機が発進してから上空に至るまでの大気吸集は市民二万人分の酸素が必要であるといわれております。またその反対に排気されるガスの量はその二倍となつてガス公害を引き起こしていると聞いております。飛行場を持つ福生市はこの空気の成分についてまた含有物について人体に与える公害を調査されたことがあるのかどうかお答えいたします。

第二点は福生市の人口と緑化の比例はどのような基準で計画されておりますか。何パーセントくらいになるものかお尋ねいたします。このことは一かいに数字に表せないと思ひますが、特に都市構造の上から都市計画による基準等から見ましても一つの基本は出されるものと思ひますので答弁をお願ひいたします。

次に公共施設についての緑化対策はどのようなふうになっておりますか、またどのような計画が組まれておりますかお尋ねいたします。すな

わち新設幹線道路の植樹またグリーンベルト等の設定、公共建築物周辺の植樹計画、また、中学校の校庭の必要部分を除いての芝生の繁植等緑化推進条例の設定もなされるときも聞き及んでありますから、これを含んでの方針、対策の答弁をお願いいたします。

次に市民の文化の向上についてお尋ねいたします。

市長は絶えず市民相互のコミュニケーションの場を持ち並びに文化の交流を行なうことにより互譲の精神が向上すると申しておりますが、わが福生市には健全な文化の向上を図る施設がありません。市民体育館の建設により、その一端をわすかながらになさるる現状であります。

そこで市民各位が一堂に会し、コミュニケーションにより明日への健康と文化を身につける場所、市民会館の建設を一日も早く実現させることであります。

水道の都一元化の実現も早急に行われるかに聞いております。都に投入される水道財産の一環としての役割の中より現在老朽化して使用も危ぶまれております。福祉会館を中心とした一角にある市民会館の地域に新設し、第二浄水場を都より譲り受ける等の手段により高層建築等により、市自身の象徴として建設

すべきであると思っております。そのことにより中浜地域の再開発とも併行し地域の発展に大きく貢献できるものと思っておりますが、市長の考え方をよく聞かせ願います。

以上各項目に分けて質問しましたが市長ならびに助役よりの詳細なる答弁を求め、私の一般質問といたします。

○議長（石川信義君）　これより十三時まで休憩いたします。

午後十二時　休憩

午後一時三分　開議

○議長（石川信義君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長　石川常太郎君登壇）

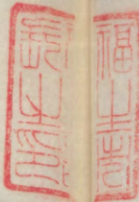
○市長（石川常太郎君）　昼食後間もないことでお疲れのことと存じますが、

大野先生のご質問にお答えいたします。

一点の幹線道路計画、そのうちの二、三、一号につきまして申し上げますが、

細部につきましては担当課長でございます。浅見都市計画課長からご答弁申し上げます。

現時点において基本的には、「現時点において基本的には」でございます。現時点において基本的には計画とあり実施せざるを得ないというふうにお答えを申し上げざるを得ないと考えております。たいへんにややこしい申し上げ方でございますが、現時点では基本的には変更ができない、そのように申し上げざるを得ないと考えます。理由としてしましては、三、一の決定が昭和三十三年になされたわけでございしますけれども、その当時は建設省の決定でございまして、その決定というものはたいへんに重味のあるものでございまして、女易にはなかなか変更ができませんというところが一つ。次が他の道路との関連がございしますので、他の道路の関連上なかなかむずかしいだろうということ。いま一つがすでに一、三、一の計画道路に面しまして建築されました方については行政指導をした方が相当数おそでになるということでございます。その点から現時点においては基本的にはなかなかむずかしいだろうといわざるを得ないということでございます。周辺計画道路の関係等から今後検討すべき問題と、もし変更するならば十分検討すべき問題というように考えている次第であります。



ガソリン・スタンドの建設の問題につきましては許可は都の権限でございまして、都が建設の許可を与えたものでございまして、中では都の建築許可に対しまして指導を申し上げたという形でございまして現在の法には触れていないという立場をとっている次第でございます。一、三、一ならばにガソリン・スタンド件について後ほど浅見課長からこまかく申し上げます。二番目の市営住宅でございしますが、前々から建て替えをいたしました戸数もふやし、適当な広場もつくりたいということは申し上げたとおりでございます。先日、新聞に総理大臣が払い下げのような談話がございましたので私も一時心配をいたしました。今月の十日の朝日新聞の社説に亀岡建設大臣がやはりいまは払い下げをしないという談話を発表しております。朝日新聞もそれを支持しているようでございしますので従来どおりの計画で進めたいと思っておりますが、その件につきましてはすでに当議会の総務委員会にあかれまして特定事件としてお取り上げでございします。私もただいま計画をつくっておりますので総務委員会にご提出を申し上げましてご審議をいただきたいと思っております。状態でございますので、本日のところぜひ一つ今後いろいろの手続きあるいは入居

なさっている方のお考え等もあると思っております。困難な問題とは思いますが、この問題に前進的に取り組んでまいりたいということについてお話しをいただきたいと思います。総務委員会に私どもの計画ができておりますが、ご指摘がごもっともでございます。市道の清掃問題でございますが、ただいまのところ区画整理の終わりましたところは失業対策事業をもつて専門に掃除をしておりまして、他の市の道路につきましてはほとんど手の回らない状態でございます。ただいまのところ東京都におきましての委託で道路の掃除をいたしておりますところは三鷹市、立川市、府中市だけでございますけれども、これはご指示のとおり前向きに取り組みたいと思っております。なお側溝につきましてもできる限り市でいたしまして、困難な場所等は業者にやろういただくよう考えてまいりたいと思っております。なおこれも民主化の問題あるいは住民が互に迷惑をかけないというようなほんとうの民主主義の原則からまいりまして各家庭の前側溝あるいは道路等はなるべくお掃除をしていただきたいと思います。このようなお話しをこみ対策協議会の席上か何かでお話

を実は申し上げたいと思っております。聞くところによりますと羽村町におきましては、たとえば雪が降れば全部家の前を掃くとかいうようなことが行われているようですが、そういうことをやりましたらほかの市の発展のためにはよろしいんではないかと考えておりますので、そのような精神的な面にも力を入れたいと考えております。

体育協会の法人化、指導員の問題につきましては担当課長に指示をしておりますので後ほどこまかくご説明申し上げますが、体育協会の法人化につきましては法律がございまして、体育協会にわれわれは口をはさむことができないようにならざるを得ないけれども、いろいろな意見はうかがってみたいと思っております。指導員はご指摘のとおり数が少ないこと、お手当が少ないことは痛感をしておりますのでなるべくご指示に沿うようにしたいと思っておりますが、これらにつきましては担当課長からご説明を申し上げます。

緑につきましては、たいへんな問題でございますので私も力を入れておるつもりでございますがなかなか一朝一夕にはできませんので、本年は苗木を育てるという面にも進出をいたしまして予算をご審議いただ

くよう提出申し上げたわけでございます。これにつきましては、担当課長から後ほどご説明申し上げます。ただ私は一生懸命やらせていただきましたと思っております。

空気を中の含有物の分析でございまして、残念ながらいまのところとしてございせん。道路の炭酸ガス等は測定をしております。これはご承知のとおりまだはるかに基準より下でございまして、来年度から屋上にござります。東京都の分析の機械が稼働になるわけです。

瑞穂町でも稼働になるわけで、それらができればたいへんよろしいんではないかと思っております。またこの辺の空気の分析につきましては、東京都に問い合わせましたところ、ないそうでございまして、新年

度から都の機械がこまかく分析してくれると思っております。また高いところの空気等につきましては都にお願いをしてみたいと思っております。この空気の分析等につきましては、やはりこれも担当の課長から

ご説明申し上げます。

最後に、市民会館でございまして、個人的ではございますが、大勢の方にお聞きしますと、どうもいろいろな施設のうちでも市

民会館が一番最初にほしいんではないかというお話がございました。一方水道一元化も目標に迫っております。第二浄水場のあと地というのが問題でございまして、これにつきましては非公式に折衝を進めてあるわけでございまして、なかなか交渉はたいへんでございます。たいへんではございまして、確保はどうしてもするという意気込みで私はいへんではございまして、ただいま議員の先生方に運動をしていただいております。ところで、たゞいま議員各位のご意見を十分いただいたいから決断をいたしたいと思っております。来年は市制五周年記念に当たりますので、そのような記念事業と銘打つてどうかと私個人的に考えております。そういう点につきましてはあらためてご相談を申し上げたいと考えているわけでございます。

ちよつと他事に触れますが、供用施設につきましては当初予算にのせてございせんけれども、防衛施設庁では、他の市町村にも関係することなので、どうも福生市だけのせては具合が悪いので、必ず本年度中に補助金は

出す。——といふありますのでこれはできると思っていますけれども、供用施設は本年度中に必ずできると思っていますけれども市民会館につきましては法律の改正が万一——ないとは思っていますけれども——万一定定されなかった場合にはできるかどうかということとは今後の運動でございしますので、もし改正がなされなくてもやりたいという希望は持っておりますので、強く各お役所に当たつてまいりたいと考えているわけでございします。

至当なご質問をいただきましたことにありがとうございます。たいへんにござつぱくでございますけれども私の答弁は終わらせていただきましたして、各担当課長より順序をもちましてご説明申し上げたいと思ひますので、お聞きとりたいでございますようお願いを申し上げる次第でございます。

○都市計画課長(浅見裕康君)　ご指名をいただきましたので、自席からお許しをいただきますして市長がご答弁申し上げましたことにつきまして、都市計画課関係の事項につきまして補足して答弁いたします。

第一点の二、三、一の計画の関係でございすけれども、変更あるいは中断といったものを含めましたご質問でございましたが、現実的には市

長から基本的な考え方ということとで変更できないということのようなことを申し上げたわけでございしますが、ご案内のとおり昭和三十六年に計画決定をしておりまして、その際建設省あるいは関係隣接市町なりにはその周辺を開発いたしました西工業団地、それらの造成等の関連で当然道路の性格的にも生活道路ではなくて通過交通路でありまして産業道路というような別名もされているというようなことで、この地域の産業活動、地域開発、発展、それらを総合的に考え合わせまして一本の幹線道路が計画されたというふうなことで、最近交通公害ということとでこういった市の道路につきまして非常に槍玉に上かるということとが現実でございしますが現時点におきましてはやはり変更ということとはできないのじゃないかと思ひます。いずれにいたしましても二、三、六号線あるいは国道十六号線の全面的な再検討、あるいは拡幅工事といったものが可能な境にはそういうものを踏まえましてそれをほかに回すなり、中断するなりということはある程度考慮できるのではないかと思ひます。ただいまご指摘いただきました諸事項につきまして私どもも多角的に包括的に検討させていただきますして、都市計画審議会という審議機関

等もございいますので、それらの機関とも協議しながらさらにこの問題について研究していきたいというように考えております。

第二点のガソリン・スタンドの建設にかかわります、いわゆる行政指導的なことについての質問でございいますけれども、この点につきましては、一、三、一号線が計画されてすでに十何年もたつております。このスタンドの建設の時点からさかのぼりまして、定かでは記憶していませんが、三年前くらいからその土地利用につきまして設置者の方から私どもの方に協議がきております。スタンドの建設については別途の基準があるようでございまして、何百メートル四方にしろというようなことがあるようでございします。これを一、三、一号線が計画されて、日程はわかりませんが、近々のうちに着工されるという前提のもとに三年ほど前上級関係官庁に対しては延ばしてもらふというような事情もございします。しかしながらやはり引きつりした都市計画がなされていないということと、すでにタイムリミットであるというようにことを上級官庁からいわれましてやむを得ず、つくらざるを得ないということとで私ども了解をしたいきさつがございします。その時点で当然これは都市計画道路でございしますが、都市計画法の五十三条の建築許可

の基準に照らして適当なものは許可しなければならぬというようなことで、現実的には地下埋設物の設置を計画路線の中に入れないということ、あるいは永久構造物を築造しないということ以外には具体的な行政指導といたしましては、極力今後の事業の推進に支障のない形でご協力をいただきたいというような程度のことしか現行法規では指導できないというようなきびしさがございします。いずれにいたしましてもそういう経過をもちまして現在営業されているという事情でございします。

それからもう一点、二、三、一号線に一、三、一号線が接続するわけでございしますけれども原形測で二十五メートルでございまして五日市街道の立体交差するあたりから二十四メートルとなるところ接続されるわけでありまして、ご指摘のとおり非常に交通渋滞をいたしますし、沿道の方に相当な交通公害をもたらすということも考えております。これらにつきましてはまたさらに基本的な計画を練りまして実施される際には都や国とも協議を進めながらやっていきたいというふうに考えております。

なおちなみに東京都で考えております福生市周辺の都市計画道路の建設計画につきましてはご案内のとおり現在二、三、四号線が用地

